



規則第25号

日田市老人福祉法施行細則の一部改正について

日田市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月27日

日田市長

日田市老人福祉法施行細則の一部を改正する条例

日田市老人福祉法施行細則（平成12年規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(措置費請求)</p> <p>第8条 老人ホームの長及び養護受託者は、毎月分の措置費について、<u>その翌月の7日までに</u>、老人措置費請求書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに措置費を当該老人ホームの長又は養護受託者に交付しなければならない。</p>	<p>(措置費請求)</p> <p>第8条 老人ホームの長及び養護受託者は、毎月分の措置費について、<u>その月の7日までに</u>、老人措置費請求書（様式第19号）<u>正副2部</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに措置費及び老人措置費支給明細書（様式第20号）を当該老人ホームの長又は養護受託者に交付しなければならない。</p>

(被措置者状況変更届)

第9条 施行規則第6条の規定による届出は、被措置者状況変更届(様式第20号)によらなければならない。

(老人クラブの結成)

第10条 老人の福祉を増進することを目的とした老人クラブを結成し、市の助成(以下「老人クラブ助成費」という。)を受けようとする場合は、市長に老人クラブ結成届(様式第21号)を提出するものとする。

(老人クラブ助成費の申請)

第11条 老人クラブ助成費は、当該年度の4月10日までに老人クラブ助成費交付申請書(様式第22号)に老人クラブ事業計画書及び老人クラブ費に関する歳入歳出予算書を添えて市長に提出しなければならない。

(措置費精算)

第9条 老人ホームの長又は養護受託者は、毎月分の措置費について、翌月の7日までに老人措置費精算書(様式第21号)を市長に提出しなければならない。

(被措置者状況変更届)

第10条 施行規則第6条の規定による届出は、被措置者状況変更届(様式第22号)によらなければならない。

(老人クラブの結成)

第11条 老人の福祉を増進することを目的とした老人クラブを結成し、市の助成(以下「老人クラブ助成費」という。)を受けようとする場合は、市長に老人クラブ結成届(様式第23号)を提出するものとする。

(老人クラブ助成費の申請)

第12条 老人クラブ助成費は、当該年度の4月10日までに老人クラブ助成費交付申請書(様式第24号)に老人クラブ事業計画書及び老人クラブ費に関する歳入歳出予算書を添えて市長に提出しなければならない。

(老人クラブ助成費の請求)

第12条 老人クラブの会長は、老人クラブ助成費を請求する場合は老人クラブ助成費交付請求書（様式第23号）を市長に提出しなければならない。

(老人クラブ助成事業実績報告)

第13条 略

(老人クラブ助成費の請求)

第13条 老人クラブの会長は、老人クラブ助成費を請求する場合は老人クラブ助成費交付請求書（様式第25号）を市長に提出しなければならない。

(老人クラブ助成事業実績報告)

第14条 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(措置費に関する経過措置)

2 この規則による改正後の日田市老人福祉法施行細則（以下「新細則」という。）の規定中措置費に関する部分は、施行日以後に請求を行う措置費について適用し、施行日前に請求を行った措置費については、なお従前の例による。